

平成 30 年 6 月 28 日

株式会社 佐賀銀行

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

株式会社 佐賀銀行（以下、「当行」といいます）は、『「地域密着と健全経営」に徹し、地元金融機関として良質な金融サービスを提供し業務を通じて地域社会の発展に奉仕する』という経営理念の下、お客さまの安全・安心を確保しつつ利便性の高いサービスをご提供するため、平成 29 年 5 月 26 日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、「電子決済等代行業者（※1）との連携及び協働に係る方針」を策定しましたので、公表いたします。

### 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当行は、電子決済等代行業者をはじめとする様々な企業との積極的な連携・協働を通じて、新たなビジネスに挑戦することで、お客さまにより付加価値の高い金融サービスを提供することを基本方針としております。

API（※2）は、お客さま保護の観点から、セキュリティ等を確保した上、適正な基準に基づき電子決済等代行業者との間でシステム接続・データ連携を行い、多様なサービスを提供するためのものです。

API の提供により、お客さまの安全・安心を確保しつつ利便性の高いサービスのご提供が可能となることが期待されるため、当行においては、API の提供を連携・協働による革新を推進するための必須なインフラと捉えております。

個人のお客さま、法人のお客さまに対して、インターネットを通じて各種預金取引等のサービスを幅広く提供するため、平成 29 年 5 月 26 日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」の趣旨に基づき、API 接続に係る基準等を、関係する内閣府令の公布後に策定・公表し電子決済等代行業者との連携及び協働に努めてまいります。

### 2. 資金移動（更新系）及び口座情報（参照系）に係る API の体制整備

当行は、資金移動（更新系）及び口座情報（参照系）に係る API のいずれについても、電子決済等代行業者との間で、お客さまの安全・安心を確保した上でシステム接続・データ連携ができるよう、銀行法等を踏まえ、所定の体制整備を行ってまいりたいと考えておりますが、優先して口座情報（参照系）に係る API を整備する予定であり、その整備が完了してから必要期間を経て資金移動（更新系）に係る API の整備を行う予定です。

個人のお客さま及び法人のお客さまの口座情報に係る API の整備については、当行がお客さまより許可を得た電子決済等代行業者との間で、API 連携を行うことができるよう、平成 29 年 5 月 26 日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」の施行後、2 年以内を目処に必要な体制の整備を行う予定です。

### 3. API 連携に係るシステムの構築

当行は、上記 2 の整備を行うにあたっては、システムの設計、開発及び保守、さらにはシステムを稼働させるためのシステム基盤の構築と以降の運用、管理は、システムベンダーに委託します。

なお、当行が提供する API 連携に係るシステムは、一般社団法人全国銀行協会が事務局を務める「オープン API のあり方に関する検討会」による「オープン API のあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」（平成 29 年 7 月公表）に基づき、システム構築を委託します。

### 4. 担当部署及び連絡先

当行との連携及び協働について、ご検討されている電子決済等代行業者の方は、以下までお問い合わせ下さい。

【部署名】 営業統括部 ディレクトチャネル室

連絡先：0952-25-4584

### 5. その他の参考情報

当行がご提供する API の具体的な仕様や電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針等の内容を変更する場合には、当行ホームページ上で順次お知らせいたします。

以 上

#### ※1 電子決済等代行業者

「銀行法等の一部を改正する法律」（平成 29 年 6 月 2 日公布）による改正後の銀行法第 2 条第 18 項に定める事業者。

#### ※2 API（Application Programming Interface）

銀行のシステムに接続し、その機能を利用するためのプログラム。